

議案第3号

小松市における特殊建築物(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、小松市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途(処理能力)
(株)中部資源再開発 中間処理場	小松市 浜佐美町	乙198番1 206番1	雑種地	6,211	がれき類の破碎施設 1,243t/日

【理由】

(株)中部資源再開発は、平成13年より金沢市を本社とし、県内8ヶ所でリサイクル処理施設を営んでいる。今回、南加賀圏域で業務拡大するためのがれき類の破碎施設を新設するものである。

申請地は、小松飛行場に近隣しているため付近に住宅等がなく、平成8年から平成22年まで旧小松建設(株)ががれき類の破碎を行っていた場所であり、都市計画区域内の市街化調整区域に位置する。

隣接地権者及び関係町内会の同意、周辺環境に対する対処など関係機関との調整が終了している。

許可の手続きとして、石川県都市計画審議会に付議する必要があるため、当審議会の意見を伺うものである。